

# 沼津市立開北小学校いじめ防止基本方針 R7.2.18 改訂

( 参照：静岡県いじめの防止等のための基本的な方針 改定 平成30年3月 )

## 1 いじめの定義について

「いじめ」については『いじめ防止対策推進法第2条』において以下のように定められている。

「いじめ」とは児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものである。

「いじめ」かどうかは、形や表面的で判断するのではなく、多様な態様があり、いじめられた側が心身の苦痛を感じているかどうかで判断されるものである。

## 2 いじめの未然防止のための取組

児童が安心・安全に学校生活を送ることができるために、いじめが起らない学級・学校づくりに努めていかなければいけない。そのために、まずいじめの未然防止に取り組む必要がある。開北小学校では、以下の取り組みを計画し全職員で実施していくものとする。

### 1 学級経営の充実

- 子どもたちが学校で過ごす時間の中で一番長いのが授業である。その中で子どもたち一人一人が「わかる」授業づくりを進めていくことが重要であり、子どもたちが成就感や充実感がもてるように努める。
- 子どもたちの自己充実感・自己有用感を高めるため、道徳教育の充実をはかる。
- 子どもたちの学習規律（授業中の規律）を確立する。
- 「人間関係づくりプログラム」をはじめ、「心のアンケート」を6月、9月、2月に行い、子どもの実態把握に努める。
- 「沼津市いじめアンケート」を10月に実施し、実態把握に努める。
- 「先生と語る週間」を通して、児童理解に努める。
- 7月・11月・12月・1月・3月に「こころの天気アンケート」を実施し、実態把握に努める。

### 2 子どもたち同士の絆づくり

- 縦割り活動（異学年交流）を定期的に行い、その中で協力したり工夫したりすることを通して、自分一人だけでなく友達や下級生と関わる時間を持ち、人間関係がより良くなるようにし、学級での居場所づくりに努める。
- 温かい言葉や、やさしい心を大切にしている指導を通して、思いやりの心の育成に努める。
- 児童会が中心になって行う児童集会や企画を通して、体験活動の充実を図る。

### 3 全教育活動を通して

- 保護者や地域の方へ「いじめの定義」を伝え、家庭とも連携して指導にあたる。  
(懇談会やPTA理事会等の機会を生かす。)
- 情報モラル教育の充実をはかり、インターネットや携帯電話の危険性を理解する場を設定する。  
(参観日や入学説明会で、保護者の啓発を含めてスマホ講座を行う。)
- 幼保小中学校の連携をはかり、情報の交流を行う。

### 3 いじめの早期発見・早期解決にむけての取り組み

「いじめは、どの学級にもどの子どもにも起こりえるという」基本認識に立ちながら、児童を見守っていく必要がある。もし「いじめ」があった場合、早期発見が早期解決にもつながる。そのために教職員の間で日常的に情報交換を行っていくことが大切である。開北小学校では、以下の点において取り組んでいく。

#### 1 子どもによりそって

○児童の小さな変化を見逃さないよう日常的な観察を丁寧に行い、鋭い感覚を身につけていく。

(子どもたちを共感的に理解する。) 沼津市教育委員会「チェックリスト」の活用

→中学年以降の子どもたちはグループを形成し始め、個人差も大きくなることからいじめが発生しやすくなる。担任を中心にグループ内の人間関係が適正であるかどうか把握する。

○子どもと触れ合う時間を大切にする。

○いじめを許さない・見過ごさない雰囲気作りに努め、傍観者の立場にいる児童に対しての指導も学年・学校全体で行う。

#### 2 連絡体制の充実

○1人で抱えるのではなく、管理職への報告や学年等の協力を求め、組織的な対応を行う。

○いじめに関する情報が入ったとき、管理職・学年主任・生徒指導主任に速やかに報告し、事実の有無の確認を複数の教員が協力して行う。

○いじめ対策委員会を開き、対応を協議する。(学期に1回、年間計画に位置づける。SCに参加を要請する。)

○スクールカウンセラーと連絡を密にし、アドバイス等を求めると共に、いじめられた子への心のケアとカウンセリングを行う。

○家庭や地域・関係機関と連携をし、いじめが起きた場合は、いつも以上に密に学校側の取組について情報を伝えると共に、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かしていく。

#### 3 情報収集

○「心のアンケート」や「心の天気アンケート」「沼津市いじめアンケート」などで児童の悩みや人間関係を把握し、面談を通して個々に対応していく。

○教育相談や懇談会の中で、学校での子どもたちの様子を保護者に伝え、逆に家庭での気になる様子を聞く機会を設ける。

#### 4 「沼津市いじめアンケート」の活用

○「沼津市いじめアンケート」の集計結果を、本校の集計結果と比較・検討する。

- ・本校では「冷やかしかからかい、悪口などいやなことを言われる」といった言葉によるいじめが最も多く、沼津市の平均より高い。また高学年ではSNSによる悪口や嫌がらせの言葉を書き込む事例が増えている。

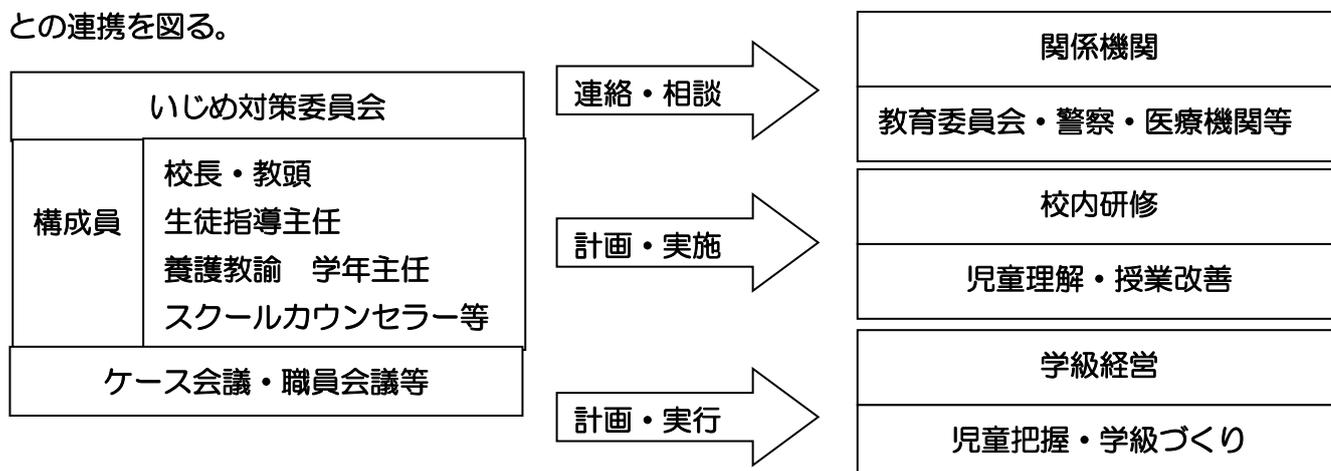
そのため、本校では三学期の学校生活目標を「やさしい心を大切にしよう」に設定し、職員会議にて(友達は「さん」をつけて呼ぼう)(丁寧な言葉遣いをしよう)(友達のよいところを見つけ、認め合おう)の3点を重点とすることに決めて各学級で指導をしている。また、友達を傷つけるような言葉を言った児童がいた場合は、その場で指導をしている。

## 4 いじめ調査の年間計画

月/日	沼津市いじめアンケート	学校独自のアンケート	個人面談	関連する取組
5/26 ～ 7/3		第1回実施 こころの アンケート こころの天気 アンケート	第1回実施 (学校独自のアン ケート実施後)	<ul style="list-style-type: none"> <li>この年間計画をもとに、「学校いじめ防止基本方針」を見直し、ホームページを更新する。(4月)</li> <li>校内いじめ対策委員会を開く。</li> <li>情報共有する。(6月)</li> </ul>
9/8 ～ 10/1  11/6 12/4	実施	第2回実施 こころの アンケート  心の天気アン ケート実施	第2回実施 (心のアンケート の実施後) 先生と語る期間 (全6日間) 9/16～9/24	<ul style="list-style-type: none"> <li>学級で心のアンケートの結果をもとに話をする。</li> <li>校内いじめ対策委員会を開く。</li> <li>情報共有する。(9月)</li> </ul>
2/16 ～ 1/15 3/5		第3回実施 こころのアン ケート ここ ろの天気アン ケート実施	第3回実施 (学校独自のアン ケート実施後) 希望者面談	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間の取組を評価する。来年度の年間計画を作成する。</li> <li>校内いじめ対策委員会を開く。</li> <li>情報共有する。(2月)</li> </ul>

## 5 いじめ問題に取り組む組織

いじめ対策委員会を設置し、沼津市教育委員会・警察（少年サポートセンター）、医療機関児童相談所等との連携を図る。



「重大事態」については『いじめ防止対策推進法第28条』において以下のように定められている。

- 1 いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命等に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
- 2 いじめにより、当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされる時  
(いじめ防止対策推進法第28条)

- 重大事態が発生した場合、速やかに沼津市教育委員会に報告をする。
- いじめ対策委員会を中心に、事実関係を調査するとともに、関係機関と連携し、適切な行動を行う。
- いじめを受けた児童の保護者に対し、情報を適切に提供する。
- いじめをした児童の保護者に対しても、情報を適切に説明し、家庭での指導を求める。